生駒市規則第１８号

生駒市人権施策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２０年９月２５日

生駒市長　山下　真

生駒市人権施策審議会規則の一部を改正する規則

生駒市人権施策審議会規則（平成１４年３月生駒市規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「２０人以内」を「１０人以内」に改める。

第４条第１項中「２人」を削り、同条第２項中「及び副会長」を削り、同条第４項中「会長があらかじめ指名する副会長が」を削り、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

第７条を削り、第８条を第７条とする。

附　則

この規則は、平成２０年１０月８日から施行する。